

●香川県監査委員公表第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和元年10月29日

香川県監査委員 三 谷 和 夫
同 大 西 均
同 高 田 良 徳
同 新 田 耕 造

- 1 監査対象部局 政策部
- 2 監査対象年度 平成30年度
- 3 措置の状況

	監査の結果（対象機関）	措 置 の 状 況
指導注意事項	<p>ア 支出について</p> <p>(ア) 超過勤務手当の支給について、支支給漏れ及び支給額の誤りがあった。(県立ミュージアム)</p> <p>(イ) 臨時職員の時間外勤務は、「臨時職員の任用等に関する要綱」等に基づき適正に行わせる必要がある。(政策課)</p> <p>イ 契約について</p> <p>(ア) 防災設備保守点検業務について、見積書と点検報告書の保守点検機器の数量が一致しておらず、支払額に誤りがあった。(県立ミュージアム)</p> <p>(イ) 清掃業務委託に係る予定価格の作成において、清掃業務委託積算基準による設計金額を予定価格としていなかった。(小豆総合事務所)</p> <p>ウ 物品について</p> <p>(ア) パソコンについて、不用品として廃棄決定の手続をしたにもかかわらず、長期にわたり廃棄処分をしていないものがあった。また、このことについて、自主検査で見過ごされていた。(小豆総合事務所)</p>	<p>ア 支出について</p> <p>(ア) 直ちに支給・返納の手続を行った。今後は、超過勤務等命令簿の確認を徹底する。</p> <p>(イ) 直ちに割増賃金の支給手続を行った。今後は、要綱に基づき適正な管理を徹底する。</p> <p>イ 契約について</p> <p>(ア) 直ちに点検機器の数量に基づく契約変更を行った。</p> <p>(イ) 今後は、清掃業務委託に係る予定価格については、財産経営課が定める「清掃業務委託標準仕様書」及び「清掃業務委託積算基準について」に沿い、標準仕様書を用いて積算する。</p> <p>ウ 物品について</p> <p>(ア) 直ちに廃棄した。今後は、不用品決定をしたものについて、早急に廃棄をする。</p>

	<p>(イ) 車両航送回数券を使用したにもかかわらず、郵便切手類受払簿に登記していなかった。(小豆総合事務所)</p>	<p>(イ) 直ちに登記した。今後は、車両航送回数券の使用時には、直ちに受払簿に記入する。</p>
--	---	---